

公開買付開始公告

各 位

平成21年 1月29日

山口県山口市佐山717番地1

株式会社ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正

株式会社ファーストリテイリング（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。なお、本公告中の「株券等」とは、法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、株式会社リンク・セオリー・ホールディングス（以下「対象者」といいます。）普通株式51,360株（平成20年11月30日現在の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「所有株式数割合」といいます。）32.32%）を公開買付者（23,200株）並びにその完全子会社である株式会社グローバルリテイリング（以下「GR社」といいます。）（23,200株）及び株式会社グローバルインベストメント（以下「GI社」といいます。）（4,960株）を通して保有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者を100%子会社とすることを目的として、当社、GR社及びGI社が保有する対象者普通株式を除いた対象者普通株式（本公開買付けにおける買付け等の期間末日までに対象者が発行している新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）又は新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行された又は発行される可能性のある対象者普通株式を含みます。以下も同様とします。）、本新株予約権及び新株予約権付社債の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けにあたり、公開買付者は、対象者の株主である佐々木力氏（34,560株、所有株式数割合21.75%。以下「佐々木氏」といいます。）及び有限会社アールエスインベストメント（19,200株、所有株式数割合12.08%。佐々木氏及び有限会社アールエスインベストメントを総称して以下「佐々木氏ら」といいます。）との間で、佐々木氏らが保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。また、本公開買付けについては、平成21年1月28日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨の決議がなされております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、その後の経営方針

対象者は、百貨店向けプライベートブランド衣料品の企画提案及び生産管理業務などを目的として平成10年12月に設立されました。対象者は、抜群の着心地の良さと、洗練されたルックス、さりげないトレンド性を取り入れたニューベーシックをコンセプトにスタイルを提案する「Theory」ブランドを中核に、「Helmut Lang」などのブランドを、米国・日本・欧州・アジアにおいて展開しております。主力の「Theory」ブランドは、平成9年の立ち上げ以来順調な成長を続け、日米の百貨店及び専門店等においてリーディングブランドとしての地位を確立しており、全世界における売上高は46,788百万円（平成20年8月期）となっております。

しかしながら、米国発の金融危機に端を発する世界的な景気悪化による個人消費の低迷により、対象者を取り巻く経営環境は非常に厳しいものとなっており、今後もしばらくは現在の状況が続くものと考えられます。対象者から平成21年1月28日に発表された業績予想の修正も、前回予想を大きく下回る結果となっており、経営基盤のみならず財務面でも今後厳しくなると考えられます。

公開買付者グループ（後記5.(2)に記載する「当社グループ」と同じ意味を有するものとし、以下も同様とします。）は、良いコンセプトを持ったグローバル展開のポテンシャルが高いブランドを公開買付者グループの資金力や事業基盤を活かしてグローバルブランドに育てていきたいと考えており、その一環として平成16年1月に対象者への資本参加をいたしました。それ以来、公開買付者と対象者は、それぞれの独立性を尊重しつつ、お互いのノウハウ・強みの共有化を行うとともに、公開買付者は対象者に取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、協力体制を構築して参りました。

しかしながら、公開買付者グループのグローバルブランド事業を主力事業の一つとして更に成長させていくためには、対象者とのより強固な協力体制を構築していくことが必要と判断いたしました。加えて、公開買付者グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図ることにより、対象者の更なる事業基盤の強化を図ることができると判断し、対象者を公開買付者の100%子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者を100%子会社とすることにより、公開買付者と対象者は、対象者ブランドの独立性を尊重しつつ、対象者の事業基盤を活用した公開買付者グループの米国における事業拡大及び公開買付者グループの欧州・アジアにおけるグローバルブランド事業との協業による相互のブランドのグローバル展開促進を図って参ります。さらに、世界で一番良い方法で公開買付者グループ全事業を経営していくという公開買付者が掲げる「グローバルワン」のもと、対象者との店舗オペレーション、在庫管理などのノウハウ及び生産体制、情報システムなど事業インフラの共有化による相乗効果の実現等の取り組みも実施し、対象者をより高い成長力と収益力を持つ事業体へと発展させるとともに、公開買付者グループのグローバルブランド事業の強化、グループ全体の更なる企業価値の向上、ひいてはグループとしての世界一のアパレル製造小売業を目指して参りたいと考えております。

公開買付者は、今後対象者との協議の上、変更する可能性はありますが、現時点において、本公開買付け成立後に対象者の役員構成を変更することは予定しておりません。また、現時点において、その他本公開買付け成立後に対象者の経営方針に重大な変更を加える、あるいは重大な影響を及ぼすことは予定しておりません。

(3) 本公開買付けの実施に至る過程（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等）

公開買付者は、後記「1.(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」のとおり、対象者を100%子会社とする予定です。対象者は、本日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務しています。また、現在の対象者の役員は、原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

① 公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を財務アドバイザーとして選任するとともに、公開買付者及び対象者から独立した法律顧問である西村あさひ法律事務所の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務していることから、本公開買付けを含む取引の判断プロセスの公正性・透明性を高めるため、平成21年1月9日、公開買付者内部に、公開買付者の社外取締役及び監査役から構成された投資委員会を設置しました。投資委員会の委員には、社外取締役半林亨、社外取締役服部暢達、常勤監査役田中明、社外監査役清水紀彦、及び社外監査役渡邊顯の5名が選任されております。公開買付者の取締役会は、投資委員会に対し、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することの是非、及び、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性について諮問しました。投資委員会は、①本公開買付けを含む取引の実行が、公開買付者の企業価値を向上させ、公開買付者の株主の利益に適うか、②本公開買付価格を含む取引の対価及び条件が、公開買付者及び公開買付者の株主にとって妥当なものであるか、及び、③本公開買付けを含む取引のスキーム全体が手続的観点から適正なものであるか、という観点に留意して検討を行った結果、平成21年1月28日、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することは妥当である旨、及び、本公開買付価格は妥当である旨の答申を公開買付者の取締役会に対して行いました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、独立した財務アドバイザーであり第三者算定機関である野村證券に対し、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼しました。その上で、公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の大株主である佐々木氏らと協議・交渉を行った結果及び投資委員会の答申等も踏まえ、最終的に平成21年1月28日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり170,000円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前日である平成21年1月27日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値100,000円に対して70.00%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値98,361円（小数点以下四捨五入）に対して72.83%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値96,110円（小数点以下四捨五入）に対して76.88%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値125,525円（小数点以下四捨五入）に対して35.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

野村證券から取得した株式価値算定書においては、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行っています。また、公開買付者は、平成21年1月28日、野村證券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である1株当たり170,000円は当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、原則として対象者又は対象者子会社（第7回、第8回及び第9回新株予約権では対象者及び対象者グループ会社）の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることが要求されていることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

また、新株予約権付社債に関しては、対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権の平成21年1月28日現在における目的となる普通株式1株当たりの転換価額は886,250円です。他方、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における1株当たり取引価格は、平成17年6月の上場以来、1株当たり転換価額の886,250円を下回る価格（平成17年10月20日に行われた株式分割による影響調整後）で推移しており、特に近年では、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値が98,361円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値が96,110円、過去6ヶ月の終値の単純平均値が125,525円となっており、新株予約権の転換価額を大きく下回る状況が続いております。

対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権には、平成29年5月31日までは、対象者の前四半期会計期間の末日までの30連続取引日の期間中の任意の20取引日において、終値が当該前四半期末日における転換価額の120%を上回った場合にのみ（ただし、平成29年6月1日以降は、終値が当該取引日における転換価額の120%を1日でも上回った場合）新株予約権を行使できる旨の転換制限条項が付されておりますが、本公開買付けを開始した場合には当該転換制限条項は適用されないものとされております。

また、新株予約権付社債は、平成30年5月14日を償還期限とし、同日に額面金額の100%で償還されるものですが、その保有者が、平成21年5月12日、平成24年5月12日又は平成27年5月12日（以下「選択的償還期日」といいます。）において、その額面金額の100%で償還するように対象者に請求することができる旨の繰上償還請求権が付されています。

公開買付者は、上記の取引価格の状況や対象者と類似した信用力を有する債券の利回り等を検討した結果、対象者の新株予約権付社債の価値は、平成21年5月12日に償還期限を迎える社債と実質的に同価値であると考え、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

なお、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求しないことを前提とした場合の対象者の新株予約権付社債の価値は、これを大きく下回るものと考えております。これは、その後到来する選択的償還期日や償還期日までの期間が、平成21年5月12日までの期間よりも長いため、社債部分の価値が、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求した場合の価値よりも低くなる一方、上記の取引価格の状況等を踏まえると、新株予約権部分の価値が限定的であるためです。

なお、本公開買付けの開始により新株予約権付社債に付された新株予約権の行使が可能となるとしても、平成21年5月12日までに東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の取引価格が転換価額を上回る見込みが極めて低く、同日までを行使期間とみた場合の新株予約権部分の価値は実質的に無価値と考えております。そのため、公開買付者は、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

対象者は、本公開買付けが終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%（予定）で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%（予定）は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還されるときに適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

なお、公開買付者の代表取締役会長兼社長である柳井正は対象者の取締役会長を、また、公開買付者の取締役である松下正は対象者の社外取締役を兼務しております。そのため、両氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付け価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議及び決議には参加せず、公開買付者の取締役の立場で、対象者及び佐々木氏らとの協議・交渉には参加しておりません。また、公開買付者の社外監査役である安本隆晴は対象者の社外監査役を兼務しております。そのため、同氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付け価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議には参加せず、意見の表明も行っておりません。

② 対象者における検討

一方、対象者は、対象者の財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者である日興シティグループ証券株式会社（以下「日興シティグループ証券」といいます。）を選定し、対象者の普通株式価値の算定を依頼しました。これに基づき、対象者は、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、平成21年1月28日付で、対象者普通株式の価値に関する普通株式価値算定書を取得いたしました。普通株式価値算定書において、日興シティグループ証券は市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）分析の各手法を用いて対象者普通株式の価値評価を行いました。

また、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会に先立って、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書を受領するとともに、それに関する説明を受けております。

対象者取締役会は、平成21年1月8日、その決議に基づき、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに関し、取締役会は賛同すべきか、反対すべきか、又は意見を留保すべきかについて、特別委員会に対し諮問いたしました。特別委員会の委員としては、当社及び対象者から独立性を有し、弁護士である土井悦生氏、並びに公開買付者から独立性のある対象者常勤監査役である鮫島昭夫氏及び上野伸司氏の3名を選定しています。特別委員会は、平成21年1月8日より、本公開買付けが公正な手続きを通じて行われ対象者の株主の利益に配慮がなされているか等の観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した普通株式価値算定書を参考とするとともに、日興シティグループ証券から、本公開買付けにおける普通株式の買付価格についての公開買付者との間の協議・交渉の状況についての報告及び本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性についての説明を受けました。さらに、特別委員会は、対象者の法務アドバイザーとは別に自ら法務アドバイザーを選任し、諮問事項に対する答申の内容及び方法について法的な観点から助言を受けました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月28日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けに関しては、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮がなされており、本公開買付けにおける普通株式の買付価格に関して特段の異議はない旨の答申を提出しました。

これを受けて、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて、当該特別委員会の答申内容、日興シティグループ証券より受領した本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書の内容及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、公開買付者との更なる提携の強化を通じて得られる公開買付者の有する経営資源活用の可能性及び対象者が公開買付者の100%子会社となることにより対象者に生じる業務面及び財務面のシナジー効果等から、本公開買付けが対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けにおける普通株式の買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者の普通株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。なお、対象者は上記取締役会において、対象者の普通株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨、並びに、本新株予約権及び新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者及び新株予約権付社債の保有者の判断に委ねる旨をあわせて決議しています。

なお、対象者の取締役のうち、柳井正及び松下正は、それぞれ公開買付者の代表取締役、取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、対象者代表取締役社長である佐々木氏については、対象者の筆頭株主であって、その所有株式数割合も直接間接合計で33.83%にのぼり、かつ、公開買付者との間で、保有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、本公開買付けに対する賛同に係る議案においては議長を務めず、互選により畑誠氏を議長としているほか、当該議案に係る審議においては一切意見の表明を行わず、決議においては棄権いたし

ました。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役のうち、安本隆晴氏は、公開買付者の社外監査役を兼務しており、また、高井健武氏は、公開買付者のコード・オブ・コンダクト委員会委員及び企業取引倫理委員会委員を兼務しており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記の通り、対象者を100%子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続き（以下「本手続き」といいます。）により対象者を100%子会社とすることを予定しています。本公開買付けにより、GR社及びGI社が保有する株式を除く、発行する全ての対象者普通株式を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に本手続きとして、公開買付者は、現時点においては、(i)本公開買付けの決済開始日以降を基準日として、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び、③当該全部取得条項付種類株式全ての取得と引換えに別個の種類株式を交付することを付議議案に含む株主総会、並びに、(ii)上記(i)②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株主による種類株主総会の開催を対象者に求める予定です。公開買付者、GR社及びGI社（以下「公開買付者ら」といいます。）は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付種類株式に変更された上で、全てこれを対象者が取得することになります。対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われたい予定です。対象者の株主で新たに交付される対象者の株式の1株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数の株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果、株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と同一の価格を基準として算定されることが想定されますが、この金銭の額は本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された株式の対価として交付する対象者の株式の数は現在未定であります。公開買付者らが対象者の株式の全てを取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった公開買付者ら以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求ができる旨が定められており、また、同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条及びその他関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、対象者普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、対象者の全部取得条項付種類株式を全て取得すると引換えに別個の種類株式を交付するという方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者らの対象者普通株式の保有状況及び公開買付者ら以外の対象者株主の対象者普通株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間が終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%（予定）で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨を、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%（予定）は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還される場合に適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

(5) 上場廃止となる見込みについて

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う対象者普通株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合、対象者普通株式は所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。また、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に従って対象者を100%子会社とする予定ですので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。また、本手続きが行われる場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われず予定済みです。

なお、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会において、公開買付者の100%子会社になることを前提として、平成21年2月28日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待をもちまして株主優待制度は廃止とすることを決議しております。なお、平成21年2月28日以前に本公開買付けに応募された場合でも、本公開買付けが成立するまでは株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成21年2月28日現在の株主名簿に記載又は記録された方についても、同日を基準日とする株主優待の対象となります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成21年1月28日に、対象者の大株主である佐々木氏らとの間で、佐々木氏らが保有する対象者普通株式の全部（合計53,760株、所有株式数割合33.83%）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

イ 平成14年9月30日開催の対象者臨時株主総会及び平成14年10月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

ロ 平成15年10月17日開催の対象者臨時株主総会及び平成15年12月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

ハ 平成16年8月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年8月31日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

ニ 平成16年8月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年10月27日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

ホ 平成17年11月29日開催の対象者定時株主総会及び平成18年1月26日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

へ 平成17年11月29日開催の対象者定時株主総会及び平成18年4月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）

ト 平成19年11月28日開催の対象者定時株主総会及び平成20年4月30日開催の取締役会の決議に

に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。また、イ乃至トを総称して以下「本新株予約権」といいます。）

- ③ 平成18年4月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2018年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「新株予約権付社債」といいます。）

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

平成21年1月29日（木曜日）から平成21年3月12日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式	1株につき	金170,000円
第3回新株予約権	1個につき	金1円
第4回新株予約権	1個につき	金1円
第5回新株予約権	1個につき	金1円
第6回新株予約権	1個につき	金1円
第7回新株予約権	1個につき	金1円
第8回新株予約権	1個につき	金1円
第9回新株予約権	1個につき	金1円
新株予約権付社債	1個（各社債の額面金額500万円）につき	金4,950,000円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	124,636株
買付予定数の下限	－株
買付予定数の上限	－株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成21年1月14日に提出した第11期第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の発行済株式総数（158,920株）から公開買付者ならびに公開買付者の完全子会社であるGR社及びGI社が保有する株式数（51,360株）を控除し、同四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の本新株予約権及び新株予約権付社債の目的である対象者株式の数の合計数（17,076株）を加えたものになります。

(注2) 本公開買付け期間の末日までに対象者の本新株予約権又は新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合 71.12%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総議決権の数」は、対象者が平成21年1月14日に提出した第11期第1四半期報告書に記載された平成20年8月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては対象者の本新株予約権又は新株予約権付社債の行使により発行される可能性のある対象者株式についても対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の発行済株式総数（158,920株）に、同第1四半期報告書に記載された平成20年11月30日現在の本新株予約権又は新株予約権付

- ⑦ 新株予約権付社債の応募につきましては、新株予約権付社債の包括大券が、欧州の証券決済機関であるユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ (Euroclear Bank S. A. /N. V.) 又はクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム (Clearstream Banking, societe anonyme) の共通保管機関に保管されている場合は、新株予約権付社債券の提出は必要ありませんが、公開買付期間中に、ユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイにおける公開買付代理人の顧客口決済口座に、応募する新株予約権付社債を移管していただくことが必要となります。新株予約権付社債の応募に際しては、当該公開買付代理人の顧客口決済口座への外国証券保管依頼書を、公開買付応募申込書とあわせて提出していただきます。なお、かかる手続きを経た新株予約権付社債の社債権者は、公開買付代理人における口座が開設された後、本公開買付けが成立し、当該新株予約権付社債の決済が行われるまでの間、当該口座において新株予約権付社債を保有することとなります。
- ⑧ 公開買付期間末日までに、本新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象とします。
- ⑨ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（株主並びに本新株予約権及び新株予約権付社債の保有者をいいます。またこれら株主等が法人等である場合を含み、以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。また、本人確認書類をご提出いただく必要があります。（注1）
- ⑩ 日本国の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）
- ⑪ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。
- ⑫ 公開買付者により本公開買付けが撤回され、応募株券等の全部の買付けが行われなかったこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1）ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書
外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証
住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）
福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート）
国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

※本人確認書類は、有効期限内である必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できる必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。その場合は、野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(10) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(11) 決済の開始日 平成21年3月19日（木曜日）

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(13) 株券等の返還方法

下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（新株予約権付社債につきましてはユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ）により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

(14) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付け者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

イ. 本公開買付けに係る公開買付け説明書（以下「本公開買付け説明書」といいます。）の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。本公開買付け説明書を入手する方におかれましては、かかる制約について自ら了知しこれを遵守することが要求されることをご承知おきください。

ロ. 本公開買付けに関連する事項で、連合王国の国内で若しくは同国内から行われ、又は同国に関係するものについては、適用のある連合王国2000年金融サービス市場法の規定が遵守される必要があります。本公開買付け説明書及び関連するその他の文書又は資料による情報伝達は、連合王国2000年金融サービス市場法第21条の目的において授権された者によって行われるものでは

なく、本公開買付説明書は当該授権された者によって承認されたものではありません。従って、本公開買付説明書及び関連するその他の文書又は資料は、連合王国の一般国民に対しては配付されず、また回覧されてはなりません。本公開買付説明書及び関連するその他の文書又は資料による情報伝達は、(a) 連合王国外の者、(b) (2000年金融サービス市場法(金融営業活動)2005年命令(以後の改正を含み、以下「金融営業活動命令」といいます。)第19(5)条に定義される)投資専門家、若しくは金融営業活動命令第43条及び第49条に該当する者、又は金融営業活動命令のもとで本公開買付説明書を適法に伝達することができるその他の者、又は(c) その他本公開買付説明書を適法に伝達することができる者(これらを全て合わせて、以下「適格当事者」といいます。)のみに宛てられ又は向けられています。適格当事者のみが、本公開買付説明書及び関連するその他の文書又は資料を入手することができ、また、その対象となる取引に参加又は関与することができ、適格当事者以外の者は本公開買付説明書に基づき行為し又は本公開買付説明書に依拠することはできません。

ハ. 本公開買付けは、イタリア共和国(以下「イタリア」といいます。)においては実施されません。本公開買付け及び本公開買付説明書は、イタリアの法令による国家証券委員会(Commissione Nazionale per le Società e la Borsa (CONSOB))の許可手続きに付されておらず、またイタリア国内の投資家に向けられたものではありません。したがって、本公開買付説明書に関連する普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債の所有者は、イタリアに所在し又は居住する限りにおいて、本公開買付けに参加することはできず、かつ本公開買付けにおいて普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債を応募することはできず、当該者から受領された応募は全て無効であるものとし、本公開買付説明書及び本公開買付け又は普通株式、本新株予約権若しくは新株予約権付社債に関連するその他の書類又は資料は、イタリアにおいては配布されず、入手可能とならないことをご承知おきください。

ニ. 本公開買付説明書は、ベルギー銀行金融保険委員会による認可につき届出がなされておらず、従って、本公開買付けは、ベルギー王国(以下「ベルギー」といいます。)国内において、証券の公募に関する2003年4月22日付法律及び金融取引の公衆性に関する1999年7月7日付国王令(それぞれについて、その後の改正及び置換を含みます。)において定義された公募として行うことができません。その結果、本公開買付けは、ベルギーにおいて、250,000ユーロ以上相当の日本円と交換に普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債を応募する者、又は1999年7月7日付国王令第3条第2項に定められた適格専門投資家で自己勘定で取引する者、又は下記チiiiに定める表明をすることのできる者に対してのみ実施され、これら以外の者が応募することはできません。

ホ. 本公開買付けは、直接又は間接を問わず、フランス共和国(以下「フランス」といいます。)の一般国民に対しては実施されません。本公開買付説明書及び本公開買付けに関連するその他の書類又は資料は、現時点又は将来において、フランスの一般国民には配布されておらず、将来もされず、フランス通貨金融法典(Code monétaire et financier)第L.411-2条及び第D.411-1条乃至第D.411-3条に定義されかつこれに基づく、(i)第三者の勘定の資産運用に関連する投資サービスを提供する者並びに/又は(ii)個人を除く適格投資家(investisseurs qualifiés)で自己勘定で取引する者のみが、本公開買付けに参加する資格を有します。本公開買付説明書は、現時点又は将来において、フランス金融市場庁(Autorité des Marchés Financiers)に提出されず、その承認を受けておらず、また将来も受けません。

ヘ. 本公開買付け及び本公開買付説明書に記載された情報は、ルクセンブルクにおける証券の公開買付けを構成せず、またそのように解することはできません。

ト. 本公開買付説明書は、本公開買付説明書に関連する普通株式、本新株予約権若しくは新株予約権付社債の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を違法とする法域においてはかかる申込み又は勧誘を構成するものではなく、かかる申込み又は勧誘を違法とする法域においては、当該普通株式の株主、本新株予約権者及び新株予約権付社債の社債権者からの本公開買付けにおける当該普通株式、本新株予約権又は新株予約権付社債の応募は承諾されません。

チ. 本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は日本における常任代理人)は、公開買付者に対し、以下の旨の表明及び保証を行うものとみなされます。

- i. 当該応募株主等に対して本公開買付けに関する勧誘を行うことが適用証券法令において違法ではないこと。

- ii. 当該応募株主が、(a) 連合王国外の者、(b) (金融営業活動命令第19(5)条に定義される) 投資専門家に該当する者、金融営業活動命令第43条若しくは第49条に該当する者、又は金融営業活動命令のもとで本公開買付説明書を適法に伝達することができるその他の者、又は(c) その他本公開買付説明書を適法に伝達することができる者、のいずれかに該当すること。
- iii. 当該応募株主等がベルギーに所在又は居住していないこと、又はベルギーに所在若しくは居住し、(i) 250,000ユーロ以上相当の日本円と交換に普通株式、本新株予約権若しくは新株予約権付社債を応募する者である、(ii) 金融取引の公衆性に関する1999年7月7日付ベルギー国王令第3条第2項に定められた適格専門投資家で自己勘定により取引する者である、又は(iii) ベルギーの媒体により公表された情報により又は公開買付代理人若しくは公開買付者により若しくはそのために(書面又は電子的方法により)送付された文書により本公開買付けに関する情報を入手したことはなく、本公開買付けが上記国王令第2条の意味において公衆性を有することを認識しておらず、かつそう信じる理由もないこと。
- iv. 当該応募株主等がイタリアに居住せず又は所在していないこと。
- v. 当該応募株主等が(i) フランスに居住しておらず、若しくはフランス国民ではないこと、又は(ii) フランスに居住しており、若しくはフランス国民であり、(a) 第三者の勘定により資産運用に関連する投資サービスを提供する者並びに/又は(b) 個人を除く適格投資家(investisseur qualifié)であること(いずれもフランス通貨金融法典(Code monétaire et financier)第L. 411-2条及び第D. 411-1条乃至第D. 411-3条に定義されかつこれに基づきます。)

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、平成21年1月28日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨の決議がなされております。

また、公開買付者は、平成21年1月28日に、対象者の大株主である佐々木氏らとの間で、佐々木氏らが保有する対象者普通株式の全部(合計53,760株、所有株式数割合33.83%)について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を締結しております。

(2) 本公開買付けの実施に至る過程

公開買付者は、前記「1.(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」のとおり、対象者を100%子会社とする予定です。対象者は本公告日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は間接保有を含め、対象者普通株式51,360株(所有株式数割合32.32%)を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務しています。また、現在の対象者の役員は、原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

① 公開買付者における検討

公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者である野村證券を財務アドバイザーとして選任するとともに、公開買付者及び対象者から独立した法律顧問である西村あさひ法律事務所の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。

公開買付者は、間接保有を含め、対象者普通株式51,360株（所有株式数割合32.32%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役1名及び社外取締役1名を派遣し、公開買付者の社外監査役1名が対象者の社外監査役を兼務していることから、本公開買付けを含む取引の判断プロセスの公正性・透明性を高めるため、平成21年1月9日、公開買付者内部に、公開買付者の社外取締役及び監査役から構成された投資委員会を設置しました。投資委員会の委員には、社外取締役半林亨、社外取締役服部暢達、常勤監査役田中明、社外監査役清水紀彦、及び社外監査役渡邊顯の5名が選任されております。公開買付者の取締役会は、投資委員会に対し、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することの是非、及び、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性について諮問しました。投資委員会は、①本公開買付けを含む取引の実行が、公開買付者の企業価値を向上させ、公開買付者の株主の利益に適うか、②本公開買付け価格を含む取引の対価及び条件が、公開買付者及び公開買付者の株主にとって妥当なものであるか、及び、③本公開買付けを含む取引のスキーム全体が手続的観点から適正なものであるか、という観点に留意して検討を行った結果、平成21年1月28日、本公開買付けを含む取引を対象者に提案することは妥当である旨、及び、本公開買付け価格は妥当である旨の答申を公開買付者の取締役会に対して行いました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格を決定するにあたり、独立した財務アドバイザーであり第三者算定機関である野村證券に対し、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼しました。その上で、公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び対象者の大株主である佐々木氏らと協議・交渉を行った結果及び投資委員会の答申等も踏まえ、最終的に平成21年1月28日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格を1株当たり170,000円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前日である平成21年1月27日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値100,000円に対して70.00%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値98,361円（小数点以下四捨五入）に対して72.83%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値96,110円（小数点以下四捨五入）に対して76.88%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年1月27日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値125,525円（小数点以下四捨五入）に対して35.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

野村證券から取得した株式価値算定書においては、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行っています。また、公開買付者は、平成21年1月28日、野村證券より、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格である1株当たり170,000円は当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

本新株予約権はいずれもストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、原則として対象者又は対象者子会社（第7回、第8回及び第9回新株予約権では対象者及び対象者グループ会社）の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることが要求されていることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることから、本新株予約権の買付け価格は1個につき1円と設定しています。

また、新株予約権付社債に関しては、対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権の平成21年1月28日現在における目的となる普通株式1株当たりの転換価額は886,250円です。他方、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における1株当たり取引価格は、平成17年6月の上場以来、1株当たり転換価額の886,250円を下回る価格（平成17年10月20日に行われた株式分割による影響調整後）で推

移しており、特に近年では、平成21年1月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値が98,361円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値が96,110円、過去6ヶ月の終値の単純平均値が125,525円となっており、新株予約権の転換価額を大きく下回る状況が続いております。

対象者の新株予約権付社債に付された新株予約権には、平成29年5月31日までは、対象者の前四半期会計期間の末日までの30連続取引日の期間中の任意の20取引日において、終値が当該前四半期末日における転換価額の120%を上回った場合にのみ（ただし、平成29年6月1日以降は、終値が当該取引日における転換価額の120%を1日でも上回った場合）新株予約権を行使できる旨の転換制限条項が付されておりますが、本公開買付けを開始した場合には当該転換制限条項は適用されないものとされております。

また、新株予約権付社債は、平成30年5月14日を償還期限とし、同日に額面金額の100%で償還されるものですが、その保有者が、選択的償還期日において、その額面金額の100%で償還するように対象者に請求することができる旨の繰上償還請求権が付されています。

公開買付者は、上記の取引価格の状況や対象者と類似した信用力を有する債券の利回り等を検討した結果、対象者の新株予約権付社債の価値は、平成21年5月12日に償還期限を迎える社債と実質的に同価値であると考え、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

なお、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求しないことを前提とした場合の対象者の新株予約権付社債の価値は、これを大きく下回るものと考えております。これは、その後到来する選択的償還期日や償還期日までの期間が、平成21年5月12日までの期間よりも長いため、社債部分の価値が、平成21年5月12日においてその額面金額の100%で償還するように対象者に請求した場合の価値よりも低くなる一方、上記の取引価格の状況等を踏まえると、新株予約権部分の価値が限定的であるためです。

なお、本公開買付けの開始により新株予約権付社債に付された新株予約権の行使が可能となるとしても、平成21年5月12日までに東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の取引価格が転換価額を上回る見込みが極めて低く、同日までを行使期間とみた場合の新株予約権部分の価値は実質的に無価値と考えております。そのため、公開買付者は、平成21年5月12日の選択的償還期日までの期間や、対象者と類似する信用力を有する債券の利回りを踏まえ、新株予約権付社債の価値を額面500万円に対して1%ディスカウントした4,950,000円として算定いたしました。

対象者は、本公開買付けが終了した後に、社債権者集会を開催し、対象者が額面金額の104%（予定）で残存する新株予約権付社債の全部を繰上償還することを選択できる旨の条項を追加することを含む、社債要項及び信託証書の改定を社債権者に提案するために必要な手続きをとる旨、平成21年1月28日開催の取締役会において決議しております。なお、上記の償還金額である額面金額の104%（予定）は、対象者が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合等に、新株予約権付社債が繰上償還条項に基づき平成21年5月13日から平成22年5月12日までの間に繰上償還されるときに適用される償還金額である額面金額の104%を参考としております。この社債要項及び信託証書の改定が社債権者集会において可決された場合、新株予約権付社債は、本公開買付けの決済後に対象者において繰上償還される見込みです。

なお、公開買付者の代表取締役会長兼社長である柳井正は対象者の取締役会長を、また、公開買付者の取締役である松下正は対象者の社外取締役を兼務しております。そのため、両氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付け価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議及び決議には参加せず、公開買付者の取締役の立場で、対象者及び佐々木氏らとの協議・交渉には参加していません。また、公開買付者の社外監査役である安本隆晴は対象者の社外監査役を兼務しております。そのため、同氏は、公開買付者の意思決定過程における恣意性を排除し、本公開買付けの公正性・透明性を確保するという観点から、本公開買付け価格の決定を含む本公開買付けの実施に係る取締役会における議案の審議には参加せず、意見の表明も行っていません。

② 対象者における検討

一方、対象者は、対象者の財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者である日興シティグループ証券を選定し、対象者の普通株式価値の算定を依頼しました。これに基づき、対

象者は、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するための参考資料として、平成21年1月28日付で、対象者普通株式の価値に関する普通株式価値算定書を取得いたしました。普通株式価値算定書において、日興シティグループ証券は市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）分析の各手法を用いて対象者普通株式の価値評価を行いました。

また、対象者は、平成21年1月28日開催の取締役会に先立って、日興シティグループ証券より、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書を受領するとともに、それに関する説明を受けております。

対象者取締役会は、平成21年1月8日、その決議に基づき、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに関し、取締役会は賛同すべきか、反対すべきか、又は意見を留保すべきかについて、特別委員会に対し諮問いたしました。特別委員会の委員としては、当社及び対象者から独立性を有し、弁護士である土井悦生氏、並びに公開買付者から独立性のある対象者常勤監査役である鮫島昭夫氏及び上野伸司氏の3名を選定しています。特別委員会は、平成21年1月8日より、本公開買付けが公正な手続きを通じて行われ対象者の株主の利益に配慮がなされているか等の観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した普通株式価値算定書を参考とするとともに、日興シティグループ証券から、本公開買付けにおける普通株式の買付価格についての公開買付者との間の協議・交渉の状況についての報告及び本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性についての説明を受けました。さらに、特別委員会は、対象者の法務アドバイザーとは別に自ら法務アドバイザーを選任し、諮問事項に対する答申の内容及び方法について法的な観点から助言を受けました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年1月28日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けに関しては、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮がなされており、本公開買付けにおける普通株式の買付価格に関して特段の異議はない旨の答申を提出しました。

これを受けて、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて、当該特別委員会の答申内容、日興シティグループ証券より受領した本公開買付けにおける普通株式の買付価格は財務的見地から妥当である旨の意見書の内容及び本公開買付けに関する諸条件その他諸般の事情について慎重に検討した結果、公開買付者との更なる提携の強化を通じて得られる公開買付者の有する経営資源活用の可能性及び対象者が公開買付者の100%子会社となることにより対象者に生じる業務面及び財務面のシナジー効果等から、本公開買付けが対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けにおける普通株式の買付価格その他の諸条件は妥当で、公正な手続きを経て対象者株主の利益への配慮が行われており、対象者の普通株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。なお、対象者は上記取締役会において、対象者の普通株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨、並びに、本新株予約権及び新株予約権付社債に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者及び新株予約権付社債の保有者の判断に委ねる旨をあわせて決議しています。

なお、対象者の取締役のうち、柳井正及び松下正は、それぞれ公開買付者の代表取締役、取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、上記の対象者取締役会に出席せず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、対象者代表取締役社長である佐々木氏については、対象者の筆頭株主であって、その所有株式数割合も直接間接合計で33.83%にのぼり、かつ、公開買付者との間で、保有する対象者普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、対象者と利益が相反する可能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、本公開買付けに対する賛同に係る議案においては議長を務めず、互選により畑誠氏を議長としているほか、当該議案に係る審議においては一切意見の表明を行わず、決議においては棄権いたしました。

さらに、当該取締役会に出席した対象者の常勤監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の社外監査役のうち、安本隆晴氏は、公開買付者の社外監査役を兼務しており、また、高井健武氏は、公開買付者のコード・オブ・コンダクト委員会委員及び企業取引倫理委員会委員を兼務しており、対象者と利益が相反する可

能性が否定できないことから、決議の公正性を担保するために、当該取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ファーストリテイリング 東京本部（東京都千代田区九段北1丁目13番12号）
株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

1. 次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること
 - (1) 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売
 - (2) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売
 - (3) 靴、靴用品及び鞆の輸出入、企画、製造及び販売
 - (4) 化粧品、スキンケア製品、及びヘアケア製品の販売
 - (5) コンパクトディスク等の情報記録物の企画及び販売
 - (6) ゴルフ練習場の経営
 - (7) ゴルフ用品の販売
 - (8) 飲食店の経営
 - (9) 広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買
 - (10) コンピューターシステムの運用支援
 - (11) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
 - (12) 関連会社に対する貸付、保証及び投資
 - (13) 損害保険代理業
 - (14) 不動産賃貸及び管理業
 - (15) 企業研修施設の経営
 - (16) 前各号に附帯する一切の事業
2. コンピューターソフトウェア及びコンピューターネットワークシステムの利用許諾
3. コンピューター並びに関連機器の賃貸及び導入指導
4. 知的財産権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
5. 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
6. 関連会社に対する貸付、保証及び投資
7. 損害保険代理業
8. 不動産賃貸及び管理業
9. 前各号に附帯する一切の事業

(2) 事業の内容

当社グループは、株式会社ファーストリテイリング（当社）、連結子会社22社、非連結子会社1社、持分法適用関連会社1社、持分法非適用関連会社1社により構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

事業区分	会社名
持株会社	(株)ファーストリテイリング（当社）
ユニクロ事業	(株)ユニクロ（連結子会社）
	UNIQLO(U.K.)LTD.（連結子会社）
	迅銷（江蘇）服飾有限公司（連結子会社）
	迅銷（中国）商貿有限公司（連結子会社）
	UNIQLO USA, Inc.（連結子会社）
	FRL Korea Co., LTD.（連結子会社）
	UNIQLO HONG KONG, LIMITED（連結子会社）
	UNIQLO FRANCE S.A.S.（連結子会社）
	UNIQLO Design Studio, New York, Inc.（非連結子会社）
	UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.（非連結子会社）
衣料品関連事業	(株)グローバルリテイリング（連結子会社）
	(株)グローバルインベストメント（連結子会社）
	(株)GOVリテイリング（連結子会社）
	FR FRANCE S.A.S.（連結子会社）
	Creations Nelson S.A.S.（連結子会社）
	PETIT VEHICULE S.A.S.（連結子会社）
	コントワー・デ・コトニエ ジャパン(株)（連結子会社）
	(株)ジーユー（連結子会社）
	(株)キャビン（連結子会社）
	(株)ビューカンパニー（連結子会社） その他連結子会社3社
	(株)リンク・セオリー・ホールディングス（持分法適用関連会社） （東京証券取引所マザーズ上場）
	山東宏利綿針織有限公司（持分法非適用関連会社）

(注1) ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドの国内・海外におけるカジュアル衣料品販売事業であります。

(注2) 衣料品関連事業とは、国内・海外における衣料品の企画、販売及び製造事業等であります。

(注3) (株)ビューカンパニーは、平成21年2月20日開催予定の同社株主総会において、解散決議を行う予定です。

(3) 資本金の額 10,273,953,170円（平成21年1月29日現在）

以 上